

飯能市土地区画整理事業ニュース

令和元年7月号
岩沢北部・岩沢南部地区
★★★ 合併号 ★★★

- 1 土地区画整理審議会を開催しました
- 2 令和元年度の主な工事予定
- 3 下水道課からのお知らせ
- 4 区画整理課からのお知らせ

平素より、飯能市のまちづくりに対してご理解ご協力を頂き、誠にありがとうございます。
岩沢北部及び岩沢南部の取り組み状況についてお知らせいたします。

1 土地区画整理審議会を開催しました

■土地区画整理審議会を開催しました

令和元年5月16日（木）岩沢北部、岩沢南部土地区画整理審議会を開催しました。

審議会の概要

- 1 仮換地指定の諮問を行い、原案のとおり答申をいただきました。（岩沢北部）
- 2 任期満了に伴う、審議会委員選挙の実施について説明を行いました。
（令和2年6月4日に任期満了：岩沢北部）
- 3 3月23日（土）加治東地区行政センターにて開催した阿須小久保線（跨線橋）整備予定等に関する地元説明会について、その報告と寄せられた意見等の説明を行いました。

【地元説明会の主な内容】

- 阿須小久保線（跨線橋）の今後の整備の予定として、市道1-7号線から双柳岩沢線までの区間を令和3年度末の開通目標に整備を進める予定であること。※次ページを参考
- 元加治第3号踏切道の廃止に伴う代替案について説明を行いました。当日は、お示しした代替案以外にも検討してほしい等の意見をいただきました。
※詳細は、土地区画整理事業ニュース平成31年4月号に掲載

過去分の飯能市土地区画整理事業ニュースについて

過去に発行したニュースは飯能市のホームページで閲覧することができます。

<https://www.city.hanno.lg.jp>

飯能市トップ > 暮らし・生活 > 道路水路・公園・区画整理 > 区画整理 > 飯能市土地区画整理事業ニュース

2 令和元年度の主な工事予定

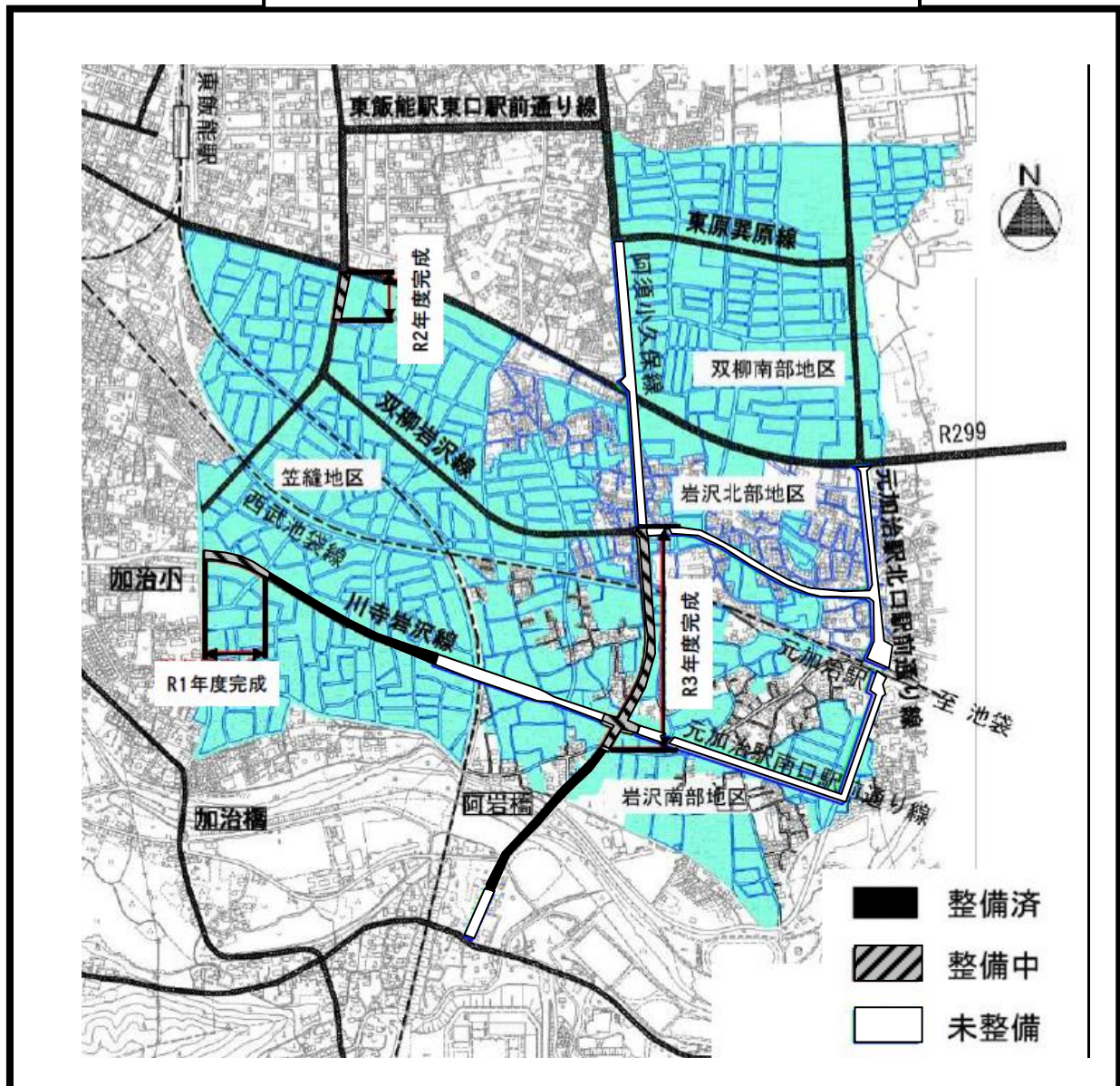
今年度は、引き続き阿須小久保線（跨線橋）下部工の工事を実施するとともに、阿須小久保線（跨線橋）上部工の橋桁工場制作に着手します。

阿須小久保線は、市街地東部を南北に縦貫する道路として最重要、最優先される幹線道路に位置付けられており、令和3年度末の開通目標に市道1-7号線から双柳岩沢線までの区間の整備を進めます。

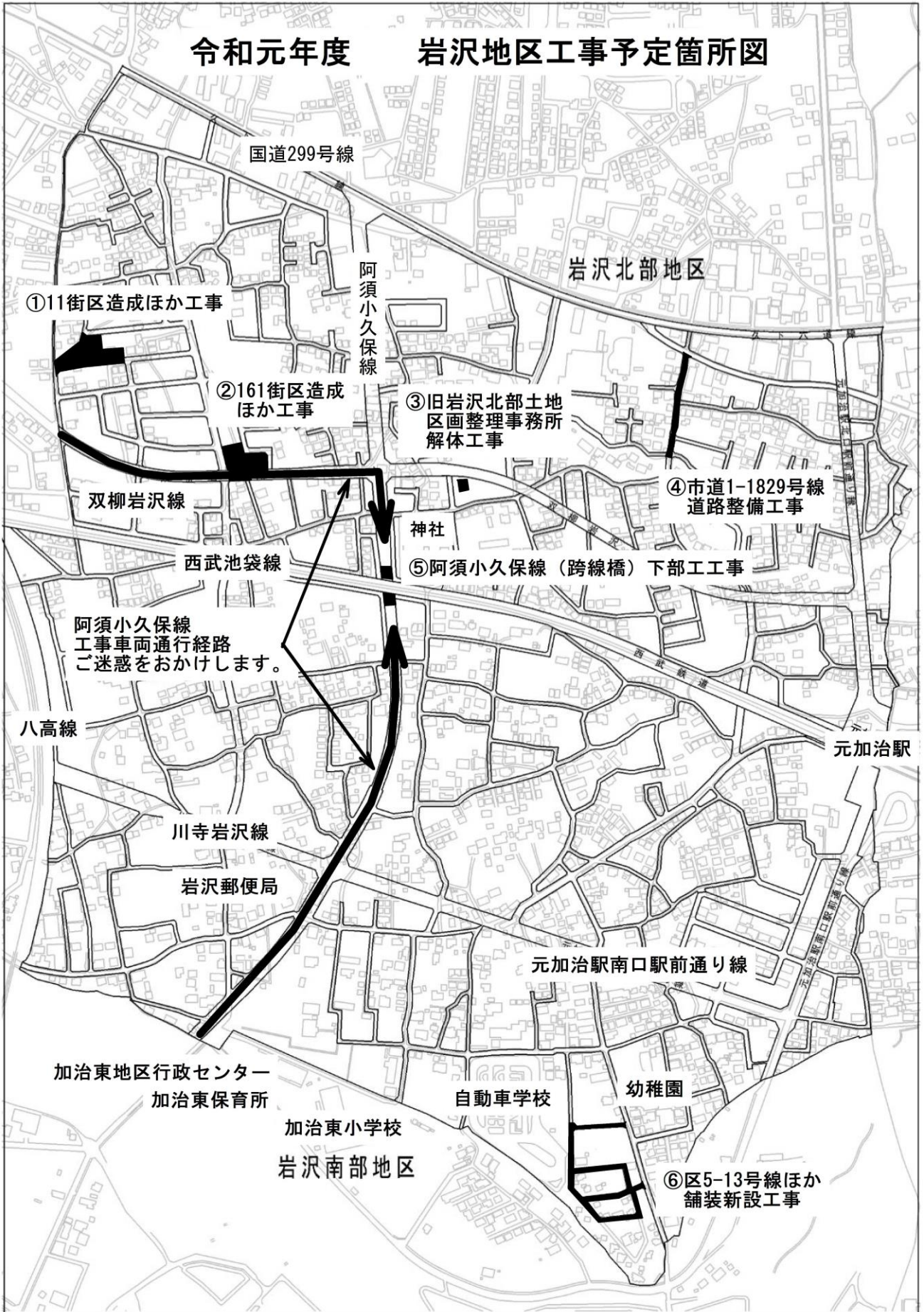
阿須小久保線（跨線橋）の工事に伴い、工事車両が多く通行することになります。工事等につきましては、看板などで周知するほか交通誘導員の指示により通行いただきますようご協力をお願いします。その他、今年度の事業として埋蔵文化財発掘調査、宅地造成、道路工事及び建物移転などを実施します。

※令和元年度の工事は右ページのとおりです。

阿須小久保線（跨線橋）整備等の今後の予定



令和元年度 岩沢地区工事予定箇所図



① 11街区造成ほか工事



岩沢北部

② 161街区造成ほか工事



岩沢北部

④ 市道1-1829号線道路整備工事



岩沢北部

⑤ 阿須小久保線(跨線橋)下部工事



岩沢北部・岩沢南部

⑥ 区5-13号線ほか舗装新設工事



岩沢南部



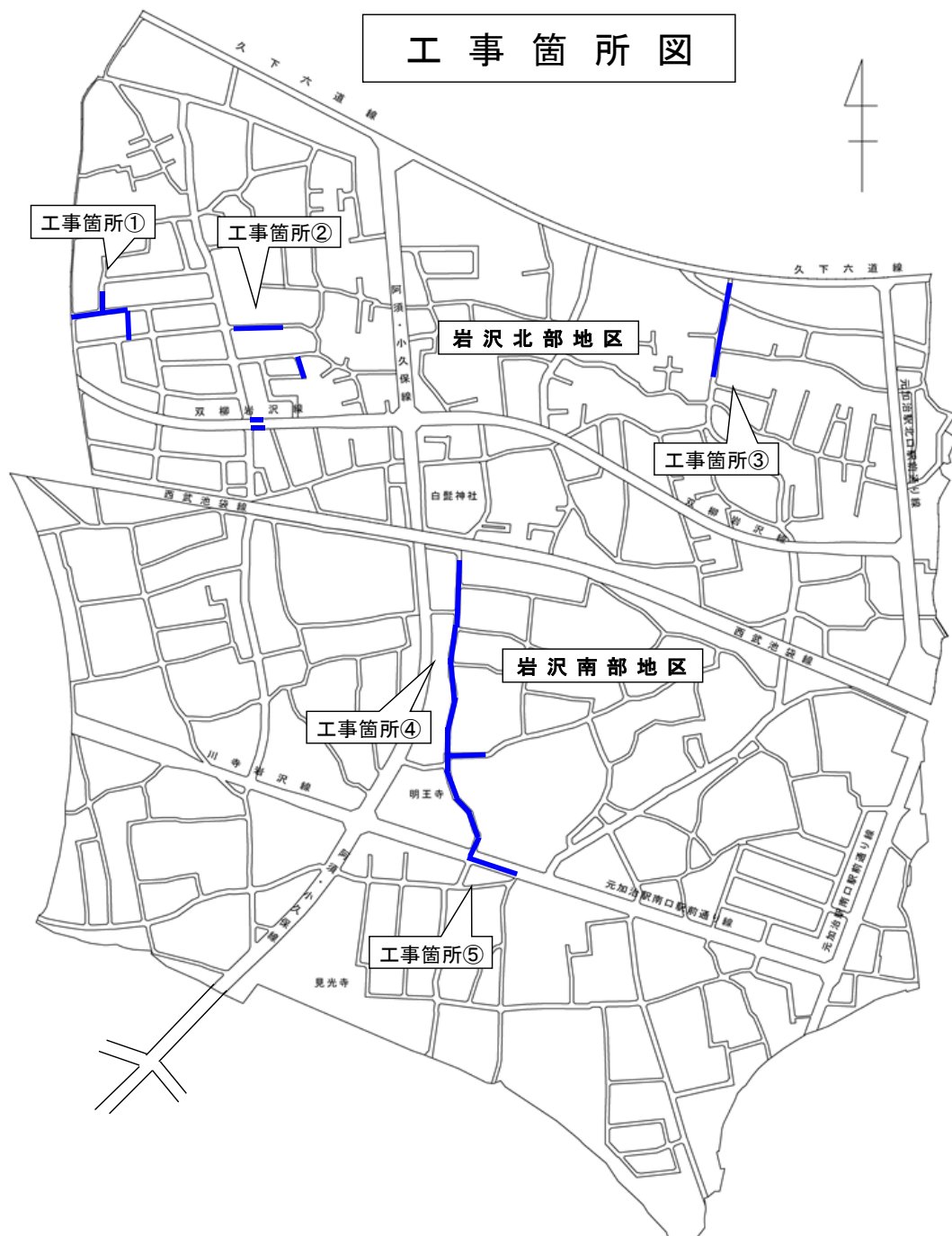
3 下水道課からのお知らせ

令和元年度岩沢地区公共下水道工事（污水管）についてお知らせします。

工事箇所図	工事着手	工事完了	備考
①	令和元年 7月下旬	令和元年12月下旬	通行止め（水道工事あり）
②	令和元年11月下旬	令和2年 2月下旬	（水道工事あり）
③	令和元年 7月下旬	令和元年12月下旬	迂回通行（水道工事あり）
④	平成31年 3月下旬	令和元年12月下旬	迂回通行（水道工事あり）
⑤	令和元年10月下旬	令和2年 3月下旬	（水道工事あり）

工事期間中は交通規制などご不便をおかけすることとなりますが、影響をできる限り軽減する工夫を継続的に行ってまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ先：下水道課 整備担当 042-973-3433（直通）



4 区画整理課からのお知らせ

■建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

☆区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀・フェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

☆区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることとなります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることとなります。建築等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課、または、まちづくり推進課にご相談ください。

■その他

☆権利変動届出のお願い☆

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

☆迷惑駐車について☆

道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘発するほか、トラブルの原因となりますので、ルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

☆電柱等移設へのご協力のお願い☆

土地区画整理事業では、建物移転や道路築造工事の際、事業に支障となる電柱の移設も同時に行われます。電気・電話等は皆さま方が日常生活上欠かすことのできないものです。電柱の敷地内への移設について、ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。



編集発行	飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住所	飯能市大字笠縫112-1
電話	042-973-8682
FAX	042-972-1242
Eメール	kukaku@city.hanno.lg.jp